

市立文化博物館の指定管理期間の延長について

1 市立文化博物館の現状

- (1) 市立文化博物館は平成3年に開館し、現在、㊦明石の文化財の保存と展示 ㊧明石の歴史文化の資料展示・解説 ㊨特別展や貸館などを通じた市民の文化芸術意識の高揚につながる事業 などの機能を併せ持った施設として運営しています。
- (2) 現在、市立文化博物館では、調査・研究部門を市直営で行い、特別展の開催を含むその他の管理運営業務（施設運営・管理、貸館、広報等）を指定管理者が行う業務分割方式による指定管理者制度を採用しています。
- (3) 令和3年度に策定した明石市文化財保存活用地域計画において、市の歴史文化発信の拠点として位置付けられており、また、本市文化観光の拠点施設としても期待されています。

2 指定管理者について

- (1) 指定管理者 : 小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体
- (2) 指定期間 : 2016年度(平成28年度)～2022年度(令和4年度)
新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、2021年度から2年間延長済
- (3) 業務遂行状況: 新型コロナの影響による閉館や業務の制限があったが、利用者アンケートによる顧客満足度は高く、概ね良好に業務を遂行

3 指定期間の延長について

(1) 延長の理由

2020年度(令和2年度)の指定管理者の選定事務は、感染拡大防止の観点から全庁的に中止せざるを得ない状況となりました。現時点においても、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、市立文化博物館につきましては、入館者数はコロナ前の水準まで回復しておらず、従来の仕様による公募では応札が危ぶまれる状況が続いております。また、業務分割方式の妥当性についてもコロナ下における事業の制約で十分に検証できておりません。

つきましては、下記の課題を検証し、今後も指定管理者制度を継続するかの判断、及び指定管理者制度とする場合においても適切な選定が行えるよう、根本的な博物館の在り方を再考するため、指定期間を再度延長させていただくものです。

(2) 延長の期間

2023年度(令和5年度)～2024年度(令和6年度) 2年間

(3) 検討事項・課題

① 展示の在り方

有名アーティストなどの作品展示を行う「特別展」(指定管理者が企画)には美術館としての機能があり、主に所蔵する文化財の展示を行う「企画展」(市が企画)には明石の歴史文化を紹介する機能があります。

これらの開催期間には多くの方が訪れており、特に、「特別展」は有名アーティスト

の作品展などを開催すれば多くの入館者が期待できますが、一方で、市民の発表の場としてより活用すべきではないかなど、見方が分かれるところです。

どのような機能を重視した展示を開催していくべきか施設の方向性を議論する必要があります。

② 所蔵資料と施設スペースの有効活用

近年、寄贈等により明石城関係の資料などが増加していますが、常設展示室は30年以上ほとんど展示内容の変更がなく、展示の大幅な入れ替えや明石城関係の展示スペースの増強などができていません。また、施設中央の吹き抜けエントランスも、イベントなどで本来多様な使い方ができるスペースであるにもかかわらず有効活用されていません。現在、「特別展」「企画展」が開催されていない日の来館者は1日平均約40人程度となっています。

魚住文化財収蔵庫との役割分担を整理・検討しながら、市立文化博物館の建物空間と所蔵する資料をさらに活かすことができるよう、スペース利用の大幅な見直しが必要です。

③ 市と指定管理者の役割の見直し（業務分割方式）

現在の役割分担が適切かを検証する必要があります。

4 今後のスケジュール

- (1) 令和4年12月議会にて指定期間延長の議案を上程
- (2) 令和4年度から5年度にかけて有識者を交えた検討会議で施設の在り方及び指定管理者制度の在り方について検討
- (3) 検討会議の意見に基づき、指定管理者制度の継続もしくは直営化について決定
- (4) 指定管理者制度を継続する場合は、検討結果を踏まえた新たな仕様書により公募
- (5) 施設整備が必要な場合は、令和6年度以降に実施できるよう予算化